

事前検討事例 ②(基本的な解答)

● 原因及び問題点

- ① 関係者間の連絡体制が不十分(工場の保税担当者、通関担当者A、蔵置場の各担当者)。
- ② 蔵置場内における担当者間の連絡体制が不十分。
- ③ 蔵置場への搬入時に関係書類との対査不十分(内貨と思い込んでいたこと)。
- ④ 保税上の問題ではないが、本来、積戻申告をすべきところを輸出申告していること。

● 非違の点数及び対応策

① 本事例に係る非違の合計点数は何点でしょうか。

- ・ 搬入日は4/16であり、搬入に係る記帳義務(法第34条の2)違反1件。
- ・ 基礎点数 = 2点
- ・ 加算点数 = なし
- ・ 合計点数 = 2点

(10点以下であるため、実質的な処分はありませんが、今後、3年間に非違が発生した場合には点数が加算され、搬入停止等の処分を受ける可能性があります)

※本事案では、現場作業員が蔵置場に搬入された4/16以降も内貨と認識しており、改装や内容点検等の取扱いをしていた場合には、記帳していない可能性が高く、それらの行為に関する記帳義務違反も基礎点数に算入されることとなります。

② 再発防止策としては、どのようなことが考えられるでしょうか。

- ・ 連絡体制の再構築(関係者間で会合を開き、工場を頂点とした作業分担を再検討するなど)
- ・ CPに沿った貨物管理の強化(保税運送貨物は外貨ということの再認識などの教育訓練等)